## 平成27年度第2回米子市図書館協議会

日時: 平成27年8月24日(月)

午後2時から

場所:米子市立図書館 研修室

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 内容
  - (1) 図書館運営について
  - (2) 米子市立図書館の運営方針(案)について
  - (3) その他

## 図書館運営について

- 1 前回協議会における意見等について【前回資料7-4】【資料1-1】
- 2 今後の協議方向について
- 3 全国の市町村図書館の運営体制について
  - (1) 全国の市町村立図書館における指定管理者制度の導入の推移【資料1-2】
  - (2) 財団法人を指定管理者としている市町村図書館の状況【資料1-3】
    - ア 財団法人を指定管理者とする前の運営体制 直営:13(65%)、全部委託:5(25%)、一部直営:2(10%)
    - イ 財団法人を指定管理者とするときの公募、非公募の別 公募:9(45%)、非公募:11(55%)
    - ウ 財団法人を指定管理者としたことによる苦情等の有無 なし:20(100%)、あり:0(0%)
    - エ 財団法人による指定管理者から直営に戻す意向 なし:20(100%)、あり:0(0%)
  - (3) 指定管理者から直営に戻した事例【資料1-4】

## [前回資料7-4]

運営形態	メリット	デメリット
	 業務の枢要な部分を正職で担い、他は委託することで職員の確保・組織編制が容易になる。	正職員は委託先職員に直接の指揮命令ができず、非効率な組織運営となる。
	市の意向が直接運営に反映される。	正職員は数年程度で移動するため、図書館業務の経験蓄積が困難。
直営(一部民間委託) ※現行	「直営」というイメージが保たれる。	民間委託が運営面の大部分を占めるようになると全 部委託の場合と実質的に変わらなくなる。
	市が設置に関わった財団法人への委託であれば、財団で専門的な職員の確保や経験の蓄積が可能。	委託方式であるかぎり、相手方が財団であっても契約 上は単年度の契約であり、図書館職員としての雇用 の安定は形式上十分ではない。
	市の意向が直接運営に反映される。	管理運営面で民間の自由な発想に基づくノウハウが 活用できない。
完全直営	職員が市の職員であるという安心感がある。	異動があることにより職員の経験度は必ずしも深まらない。
)(, <u> </u>	職員の雇用が安定しているイメージがある。	職員の異動がない場合、管理運営コストが多大なものになる。 あるいは、それを避けるために非正規職員の雇用率が高くなる。その場合、職員の雇用が不安定になったり、経験の蓄積が困難になる。
	管理経費の縮減が図れる可能性がある。	営利企業が受託先の場合、コストの縮減が職員の待 遇低下につながる恐れがある。
	民間ノウハウを活用した弾力的な人員配置や管理運 営が可能になる。	コスト面が優先され、採用職員の資質にばらつきがある場合、利用者に対するサービスの質が低下する。
公募による指定管理	民間独自のネットワークを活用することにより、図書館 の運営がより多様なものとなる可能性がある。	営利企業が受託先の場合、公的な機関・団体との連携やネットワークの形成の際、信頼性の点で不利となる。
		指定期間ごとに指定管理者が変わると、図書館として の安定した運営、ノウハウの蓄積ができない。
	組織の管理運営面で指揮命令系統が統一され、効率的になる。	行政の関与が希薄になるというイメージにつながる。
財団指名による指定管理	指定管理を長期間とすることで計画的な雇用や人材 育成ができる。	
V-a=t- moore	弾力的な人員配置ができる。 言われていることではなく、本市の現状と、それを変更し	人員配置について、直接関与ができない。

# 前回(第1回図書館協議会)における意見等について 【資料1-1】

	意見等	市の考え方
1	図書館の運営体制で、公募は考えられない。現状のままか完全直営に戻すかのどちらかである。	現状のままでも完全直営にするにしても、 それぞれに問題点があるので、より望まし い運営体制についての検討は必要であると 考えている。
2	第1回協議会資料7-4「運営形態による比較」の完全直営のデメリットに「管理運営面で民間の自由な発想に基づくノウハウが活用できない」とあるが、直営で司書が専門的な発想を行うことは、メリットではないか	民間の自由な発想に基づくノウハウとは、 事業実施のための意思決定に係る手続きの 早さ、予算執行上の機動性の高さ、民間同 士のつながりによる情報収集力などのこと であり、公的機関にはないメリットである と考える。 また、専門的な発想は、人材育成ができて いれば運営形態に関わらず可能であると考 える。
3	管理者は管理運営のノウハウを持っている者であればいいが、図書館業務は特別な仕事であり、図書に関してノウハウを持ち、きちんと対応できる司書でないと運営できない。専門職であるのに異動があるのか。募集もその方針で行うべきである。	市の正職員の場合、専門職であっても基本的には人事異動の対象とすることが人事管理の方針である。そのため、異動できない専門職の募集については、慎重にならざるを得ないのが現状である。
4	指定管理では指定管理者の職員だけで管理 運営を行うので、行政の関与が希薄にな り、現場や市民の意見が市や議会に届きに くいのではないか。	指定管理者制度を導入したとしても行政の関与が希薄になってはならないし、そうならないよう努力すべきと考えている。また、現場や市民の意見について、市が把握する方法を工夫することは、当然必要であると考えている。
5	現在の委託料である5700万円を使って、市 が直接雇用して直営すればいいのではない か。	現在の委託料の範囲内で運営するとすれば 非正規職員が大幅に増え、図書館職員とし ての育成や、施設運営に影響が出る可能性 がある。

## 全国の市町村立図書館における指定管理者制度の導入の推移

年度	図書館数	指定管理者制度導入館数	比率	指定管理者の性格	内訳	比率
			7.1%	民間企業	134	60.9%
H21	3,106	220		NPO	32	14.5%
1121	3,100	220	7 . 1 /0	公社財団	44	20.0%
				その他	10	4.5%
				民間企業	185	67.8%
H22	3,128	273	8.7%	NPO	32	11.7%
1122	3,120	213		公社財団	45	16.5%
				その他	11	4.0%
	3,154	296	9.4%	民間企業	205	69.3%
H23				NPO	37	12.5%
1123				公社財団	45	15.2%
				その他	9	3.0%
	3,168			民間企業	240	72.1%
H24		333	10.5%	NP0	37	11.1%
1124			10.5%	公社財団	45	13.5%
				その他	11	3.3%
H25	3,166		12.4%	民間企業	291	74.2%
				NPO	40	10.2%
				公社財団	49	12.5%
				その他	12	3.1%

「日本の図書館・統計と名簿」、「日本図書館協会資料」より

## 財団を指定管理者としている図書館の状況

県名	図書館名	市町村名	指定管理者名	以前の 運営体制	公募、非公募の別	指定管理に移行した理由	指定管 理者制 度への 苦情等	直営に戻 す意向	特記事項	
	女満別図書館	    -   大空町	c m	(財)女満別青少年育成	+ >	公募		なし	なし	
北海道	東藻琴図書館	八王叫	事業協会	直営	公旁		<i>1</i> <b>4</b> .0	<i>y</i>		
	中標津町図書館	中標津町	(財)中標津文化スポー ツ振興財団	直営	公募		なし	なし		
山形県	天童市立図書館	天童市	(財)天童市文化スポー ツ振興事業団	直営		司書の不在 制度創設 経費	なし	なし	直営では司書確保不 可	
群馬県	赤堀図書館	伊勢崎市	(財)伊勢崎市公共施設 管理公社	直営	非公募	制度創設	なし	なし		
東京都	武蔵野プレイス	武蔵野市	(公財)武蔵野生涯学習 振興事業団	直営	非公募		なし	なし	体育施設等も一括管 理	
新潟県	妙高市図書館	妙高市	(公財)妙高文化振興事 業団	直営	非公募	制度創設	なし	なし		
初/柯宋 <sup>1</sup>	刈羽村立図書館	刈羽村	(財)刈羽村生涯学習振 興公社	直営	公募	経費	なし	なし	公民館·文化·体育複合施設	
長野県	駒ヶ根市立図書館	駒ヶ根市	(財)駒ヶ根市文化財団	直営	非公募		なし		博物館、文化会館も一 括管理	

県名	図書館名	市町村名	指定管理者名	以前の 運営体制	公募、非公募の別	指定管理に移行した理由	指定管 理者制 度への 苦情等	直営に戻 す意向	特記事項
岐阜県	多治見市図書館	多治見市	(公財)多治見市文化振 興事業団	一部直営	公募	制度創設	なし	なし	公民館も一括管理
兵庫県	伊丹市立図書館南分館	伊丹市	(公財)伊丹市文化振興 財団	全部委託	非公募	制度創設 業務委託していたため	なし	なし	市職員が財団に出向
	三木町文化交流プラザ	三木町	(財)三木町文化振興財 団	直営	非公募		なし	なし	
香川県	ユープラザうたづ	宇多津町	宇多津町振興財団	全部委託	非公募	業務委託していたため	なし	なし	市職員が財団に出向
	多度津町立明徳会図書 館	多度津町	多度津町文化体育振興 事業団	直営	非公募	経費	なし	なし	
福岡県	大野城まどかぴあ	大野城市	(公財)大野城まどかぴ あ	全部委託	非公募	制度創設 業務委託していたため	なし	なし	市職員が財団に出向
	直方市立図書館	直方市	(財)直方文化青少年協 会	直宫	公募	制度創設	なし	なし	文化·体育施設も一括 管理
福岡県	大宰府市民図書館	太宰府市	(財)大宰府市文化ス ポーツ振興財団	一部直営	非公募	制度創設 経費	なし	なし	
田凹木	岡垣サンリーアイ	岡垣町	(公財)岡垣サンリーアイ 文化スポーツ振興財団	全部委託	非公募	業務委託していたため	なし	なし	市職員が財団に出向

県名	図書館名	市町村名	指定管理者名	以前の 運営体制	公募、非公募の別	指定管理に移行した理由	指定管 理者制 度への 苦情等	直営に戻 す意向	特記事項
長崎県	島原図書館	(財)島原市教育文化振	全部委託	公募	業務委託していたため	なし	なし	市職員が財団に出向	
区峒乐	有明図書館	島原市	興事業団	直営	公募	経費	なし	なし	

「現代の図書館」(日本図書館協会現代の図書館編集委員会発行2014.12)に掲載された指定管理者制度導入施設に記載された市町村図書館のうち、財団法人を指定管理者にした団体に電話アンケートしたもの【対象:20図書館(18市町村)】

## 指定管理から直営に戻した事例

図書館名	図書館数	経過
安来立図書館		博物館と併設して新設した時、指定管理者を導入 H18から安来市文化振興財団が指定管理者 H20更新時に博物館展示物所有者の意向により直営に戻した
佐賀市立東与賀図書館	7	文化ホールの中にあり、合併前にホール全体をNPO法人に委託していた 指定管理を導入したが、合併に伴い、他の6館に合わせ直営に戻した
出雲市立大社図書館 平田図書館	7	大社図書館、平田図書館ともに合併を機にそれぞれの委託先であった財団に指定管理合併後、財団を統合 合併時の財団の統合の際に、教育施設を指定管理に含めないこと、他の 5 館が直営であったことにより直営に戻した
飯島町図書館	1	市出向職員による公社が指定管理者 契約更新時に市の出向職員を引き揚げたことにより直営に戻した
善通寺市立図書館		嘱託職員のみで直営していた H20から市が全額出資の株式会社に市民会館などと指定管理 消費税5%が問題になり直営に戻した
小郡市立図書館	1	直営(一部民間委託) 委託(公社) 指定管理(公社) 直営(嘱託)という経過 公社は派遣された市職員と公社の嘱託職員で運営 直営の方がコスト面で有利と判断し、公社を廃止して直営に戻した
新城図書館		委託(任意団体) 指名指定管理 任意団体解散 ソフト事業は直営・ハード事業は 指定管理(営利企業)という経過 任意団体がH24に解散したため、施設管理以外について、直営に戻した

水戸市図書館協議会資料より

#### 運営方針策定の目的

これまで米子市立図書館は、平成16年に「米子市立図書館7か条」を作成し、指針として運営してきました。

図書館のリニューアルを機に、これまで以上に利用しやすい図書館づくりを進めることとし、市民の皆様と図書館とが、施設運営の方針・目標を共有できるよう「米子市立図書館運営方針(新7か条)」を策定します。

#### 米子市立図書館運営方針(新7か条)(案)

1 「学べる図書館づくり」

市民の読書活動と生涯学習の拠点として、知識と情報の提供に努めます。

市民のニーズに応える幅広い資料の充実を図ります。

インターネット等による情報の提供に努めます。

新たな情報媒体を活用した情報の提供に努めます。

計画的な蔵書管理を行います。

2 「役立つ図書館づくり」

生活に役立つ図書館をつくります。

仕事と生活に役立つ資料等の提供を行います。

課題解決に役立つレファレンスの充実を図ります。

職員の専門性の向上と経験の蓄積に努めます。

3 「使える図書館づくり」

誰もが利用しやすい図書館をつくります。

図書館を利用しにくい人に対しての利便性を向上させます。 市民のニーズに応じた幅広いサービスを実施します。

4 「伝える図書館づくり」

地域の歴史・文化に関する資料の収集・保存・提供に努めます。

郷土資料の収集、保存、提供を行います。

市民主体の文化活動を支援します。

**5** 「育む図書館づくり」

子どもの読書活動を推進し、学校教育を支援します。

子どもの読書活動の推進を図ります。

学校図書館支援・米子方式の充実を図ります。

中・高校生の読書活動を支援します。

読み聞かせ活動を支援します。

#### 6 「つながる図書館づくり」

#### ネットワークによる機能的なサービスの提供に努めます。

他の図書館とのネットワークや関連機関との連携体制の強化を図ります。市民参加の促進と連携協力を図ります。

#### 7 「広がる図書館づくり」

#### 図書館の利用拡大に努めます。

図書館の広報活動を積極的に行い情報発信します。 利用者に対する図書館見学・ガイダンスを実施します。 多目的スペース、研修室を活用します。

## 米子市立図書館の7か条

#### 1.図書館は一人ひとりの暮らしを応援し、そのための情報を提供します。

日々の生活の中で、市民が直面するいろいろな問題に関して、自己判断するための公正で中立的な情報を提供する。

#### 2.図書館は市民の生涯学習の拠点施設です。

「生涯学習を進める上で、最も基本的かつ重要な中核的施設」が図書館である。今後予想される多種多様な学習需要に応えるためには、公共図書館としての基本的な業務を果たすとともに、他施設と協力してより効果的な活動をする。

- ・市内全域に展開している社会教育施設・公民館等と、図書の物流を円滑に行なう
- ・イベント等を他施設と共催することによって幅広く中身のあるものにする

#### 3.図書館は子どもたちの心と人格を育みます。

子どもたちと本を結びつける努力を重ねる。

- ・「だっこで絵本」の続編を定期的に刊行する。(ブックリストに関しては、HP 以外の方 法も残す
- ・乳幼児(ブックスタート対象年齢) 児童・生徒、ヤングアダルト等、各年齢層に応じた 推薦図書リストを製作し、図書館ホームページ上に掲載する
- ・ホームページ上に子育て支援のためのリンク集を編集する

#### 4.図書館は学校教育を支援します。

米子方式として注目された学校(図書館)支援を一層充実させる。

- ・市内全校・全学級(小・中)へ長期貸出可能な資料を備える
- ・リクエスト貸出に必要な学習関連資料を充実させる
- ・児童・生徒のための地域資料ガイドブック「ふるさと米子探検隊」シリーズを充実・発 展させ、ホームページ上に公開する
- ・総合的な学習を支援するための資料を作成する
  - 例)・図書館利用の際のお願い(教諭用)
    - ・図書館調べ学習手引書(小・中・高)
    - ・図書館ガイダンスのための、職員による学校訪問を実施
    - ・図書館ガイダンスのための、図書館への学級招待を実施

## 5.図書館は高齢者の生きがいを支援するとともに、図書館利用に障がいのある人を 手助けします。

- ・来館できない市民のために、図書の宅配を実施する(郵送/宅配)
- ・図書館車による老健施設訪問の徹底
- ・病院内学級(図書室)への貸出(個人/団体)
- ・ライトハウス点字図書館(米子市)と協力体制を築く

#### 6.図書館は IT を活用した情報のサービスステーションです。

細心の IT 環境を整え、鳥取県横断検索・ゆにかネット(国会図書館総合目録)等のネットワークを駆使し、相互貸借やレファレンス業務に当たります。

- ・米子市立図書館ホームページを自館製作する
- ・利用者のパソコン及びモバイル機能から蔵書検索・予約ができるようにする
- ・図書館ホームページ上に統計資料等のデータを公開する
- ・ホームページ上に、図書検索及び生活情報のリンク集を作る
- ・地域資料、特に古絵図・地図・写真等の貴重資料に関して、デジタルライブラリーを 構築する

#### 7.図書館は地域の文化と経済の活性化に役立ちます。

- (1)ふるさと文庫内の生田春月・大江賢次・たたら文庫・生活つづり方文庫をはじめとし、特に地域資料の収集に努める。
- (2)地元の中小企業やこれから起業を考える市民に対し、経営・就職・個人投資に役立つ 資料を積極的に提供し、ビジネス支援を図り、地域経済の活性化を助ける。
  - ・ビジネス支援のための経済関連雑誌の提供に努める
  - ・有料コンテンツを含め、ビジネス全般に係わる情報検索 URL を編集リンクした専用 開放端末を設置活用する
  - ・読書会・研究会等を開催し、地域文化の育成を奨励する